事　務　連　絡
令和８年６月29日

各都道府県・市区町村
放課後児童健全育成事業　担当部（局）　御中

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童健全育成事業における保護者が育児休業期間中の取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、報道において、保護者の育児休業取得により、放課後児童クラブの利用児童が退所となるケースが存在していることについて、報じられたところです。

放課後児童クラブは、児童福祉法において、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象とするとされています。

この「労働等」には保護者が育児休業中の場合等を含められることから、実施主体である市町村の判断により、放課後児童クラブを活用いただくことは可能であると考えており、照会があった自治体に対してはその旨回答してまいりました。今般改めてお知らせいたします。

なお、受け皿確保や待機児童数の状況から、一律に育児休業を対象から除外している場合については、保護者や育休の対象となっている弟妹、利用していた小学生の状況を踏まえ、個別的な配慮を行うことも視野に入れていただくようお願いします。

特に母親の産後うつや、児童の発育状況、障害等についてリスクが認められる場合は、関係部署と連携した対応をご検討ください。

また、育児休業を対象としていたとしても、利用調整の結果、利用することができなかった児童等保護者の育児休業取得を機に放課後児童クラブを退所する児童については、待機児童対策同様に、児童館等のこどもの居場所を紹介することに努めてください。

つきましては、各都道府県におかれては内容ご了知の上、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の担当部（局）に対し、周知いただくようお願いいたします。

（照会先）
成育局成育環境課健全育成係
TEL 03-6861-0303
seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp